

館林市教委規則第 7 号

館林市立学校適正規模・適正配置北地区検討委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、館林市附属機関設置条例（平成 3 0 年館林市条例第 2 6 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、館林市立学校適正規模・適正配置北地区検討委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 館林市立小学校及び中学校の再編を検討し、館林市立学校適正規模・適正配置北地区基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、館林市立学校適正規模・適正配置北地区検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(設置期限)

第 3 条 検討委員会は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで置かれるものとする。

(所掌事務)

第 4 条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、及び協議する。

- (1) 基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、館林市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 5 条 検討委員会は、委員 2 8 人以内で組織する。

2 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 区長
- (3) 市立小学校長
- (4) 市立中学校長
- (5) 市立及び私立幼稚園・保育園・こども園長
- (6) 市立小学校児童の保護者

- (7) 市立中学校生徒の保護者
- (8) 市立及び私立幼稚園・保育園・こども園に通う園児の保護者
- (9) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 検討委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局学校適正配置推進室において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。